

令和7年度スマートサービス展開支援事業

募集要領

令和7年6月



令和7年度スマートサービス展開支援事業 募集要領

目次

1	目的	1
2	事業概要	1
(1)	公募概要	1
(2)	東京都の役割	1
(3)	事業者の役割	2
(4)	公募要件	2
(5)	公募・実施の流れ	3
(6)	留意事項	4
3	応募の手続き	5
(1)	事業開始までのスケジュール（予定）	5
(2)	公募に関する質問方法	5
(3)	応募意向表明に関する提出書類	6
(4)	公募に関する提出書類	6
4	審査方法・結果通知	6
(1)	審査方法	6
(2)	審査項目	7
(3)	結果通知	7
5	問合せ先及び資料提出先	7

1 目的

東京都（以下「都」という。）では、デジタルの力で東京のポテンシャルを引き出す「スマート東京^{*}」の実現に向け、先端技術を活用したサービスの都市実装を推進している。これまでスマート東京先行実施エリアである西新宿において、産官学が連携してスマートサービスの都市実装を進める西新宿先端サービス実装・産官学コンソーシアム（以下「西新宿コンソーシアム」という。）を設立し、先端技術を活用したスマートサービスの都市実装を推進してきた。令和7年度スマートサービス展開支援事業（以下「本事業」という。）は、この取組成果を都内の他エリアへ広げ、スマートサービスの展開促進を図ることを目的に、西新宿コンソーシアム会員企業によるスマートサービスの創出、機能拡充を行う取組を支援する。

本要領は、令和7年度スマートサービス展開支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）のうち、公募に必要な事項を規定するものである。

※スマート東京

都は、令和7年3月に「2050 東京戦略」を発表し、デジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる「スマート東京」実現に向け取組を推進している。この「スマート東京」実現に向けた施策を具体化・加速化させるため「スマート東京実施戦略」を策定し、都庁横断的に取り組んでいる。

「2050 東京戦略」（令和7年3月策定）

<https://www.spt.metro.tokyo.lg.jp/seisakukikaku/2050tokyo/#page=1>

スマート東京実施戦略（令和7年3月策定）

<https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/digitalservice/smart-tokyo2025>

2 事業概要

(1) 公募概要

本事業は実施要綱第3条に定めた事業を支援する。具体的には、西新宿コンソーシアムに属し、中小企業庁の定める中小企業の定義を満たす企業（以下「中小企業」という。）が主体となって推進する事業である。

本事業で採択されたスマートサービス展開事業者（以下「事業者」という。）には、都と締結した協定に基づき、事業開始時に設定した KPI の達成率等の成果に応じて、協定金が支払われる。詳細は、別添「協定金説明書」を参照すること。

(2) 東京都の役割

① 事業者との協定締結・協定金の支払

都は、事業の実施及び支払に係る協定を締結し、取組成果に応じて協定金を事業者に支払う（詳細は「協定金説明書」を参照。）。

② 事業計画に係る関係機関協議等の支援

スマートサービス展開支援事業事務局（以下「事務局」という。）は、事業者と事業の進捗管理や、成果創出に向けた協議等を実施する。

なお、事務局は都及び令和7年度スマートサービス展開支援事業事務補助委託の事務補助委託者^{*}（以下「事務補助委託者」という。）が担当する。

※事務補助委託者：アビームコンサルティング株式会社

③ 事業のプロモーション支援の実施

事務局は自らが運営するホームページ等の広報媒体において各事業内容を広報する。

(3) 事業者の役割

① 事業の実施

事業者は協定締結後、事業計画に基づき速やかに事業を開始し、協定期間内に事業成果報告を都に提出すること。

② 報告書の作成・提出・公表

(ア) 事務局が各事業者と実施する個別の打合せ（月1回開催）にて、事業の進捗状況等を報告すること。報告内容や報告書等は別途事務局が定める。

なお、上記以外にも事務局と各事業者で協議の上、進捗管理打合せを実施する可能性がある。

(イ) 本事業終了時、別途事務局が定める期日において、事業実績を取り纏めて報告すること。報告内容や報告書等は別途事務局が定める。

(ウ) 本事業の成果を年度内に事務局が開催する成果報告会で別途報告すること。

(エ) 事業終了後1年間、事業の展開状況について、都から報告を依頼する場合がある。別途都が定める報告内容に従い、事業の展開状況を報告すること。

(オ) 本事業の取組で得た成果を広く公表すること。

③ 西新宿コンソーシアムへの情報共有・連携等

本事業の目的である都内の他エリアにおけるサービス展開に向け、事務局が年1回程度開催する会合（事業者が一同に集まり情報共有する場を想定）等に参加すること。

なお、詳細は採択後に事務局から連絡する。

④ 都が要請するスマートシティ推進に向けた国内外発信への協力

事業者は、事業に関する普及啓発活動及びスマートシティ推進に向けた国内外発信に協力すること。例えば、都が行うイベント登壇や広告媒体への発信、取材対応、視察等を想定している。

(4) 公募要件

① 公募する事業

西新宿のみならず、都内の他エリアにおけるスマートサービスの展開を見据え、エリアが抱える課題や社会課題解決に寄与し、かつ横展開が期待されるサービスを創出又は機能拡充し、展開まで遂行可能な事業を想定している。

公募するテーマは西新宿コンソーシアムにおける既存8つの分科会のテーマを基本とするが、都のスマートシティ施策に合致すればそれ以外の新たな分野も応募可能なものとする。採択件数は4件程度とする。

なお、公募の際は協定期間終了後の展開までのロードマップを示すこと。

【参考：西新宿コンソーシアム8分科会の概要】

<https://www.5gconsortium.metro.tokyo.lg.jp/consortium/activity/>

② 事業者の要件

西新宿コンソーシアムに属し、かつ中小企業庁の定める中小企業の定義を満たす企業

【参考：中小企業庁HP” 中小企業者の定義”】

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

③ 展開エリアの要件

原則として都内の西新宿以外の他エリアや他施設

④ 実施体制

上記③において、サービスの展開を行える体制であること。

(5) 公募・実施の流れ

◎：事業者の実施項目

①	◎	応募意向表明書提出
②	◎	応募書類提出
③		書類審査実施
④		書類審査結果通知
⑤	◎	プレゼン実施
⑥		プレゼン審査実施
⑦		採択・プレゼン時審査結果通知
⑧	◎	協定内容確認
⑨	◎	協定締結 ^{※1}
⑩	◎	進捗報告
⑪	◎	成果報告
⑫		事業者審査・評価委員会の実施
⑬		協定金支払い金額の確定 ^{※2}
⑭	◎	協定金支払い金の請求 ^{※2}
⑮		協定金の支払い ^{※2}

※1 協定締結時の提出資料

(ア) 協定書（採択後に都が作成）

(イ) 印鑑証明書もしくはその写し（協定締結日以前で半年以内程度発行のもので、代

表者氏名や印影が協定締結日のそれと同じもの)

(ウ) 事業計画書 (提案時提出書類「提案書」)

(エ) 定量評価指標 (KPI) 設定書 (提案時提出書類)

※2 ⑬から⑮までの詳細は「協定金説明書」参照のこと。

(6) 留意事項

① 反社会的勢力の排除等

事業者及び実施体制内の事業関係者 (以下「関係者」という。) は、以下に該当しないこと。

(ア) 法令等に違反して、刑罰並びに許認可等取消しや金銭の納付等の処分を受けたことがなく、公募期間終了日時点においてそれらの処分等を受けるおそれのある事実があること。

(イ) 法人に課される税及び法人が支払うべき社会保険料等の滞納があること。

(ウ) 提案関係書類提出時に都からの指名停止措置が講じられていること。また、公的機関 (政府及び地方公共団体並びにそれらの関係機関) との契約における違反があること。

(エ) 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行ったことが、又は将来においても行うおそれがあること。

(オ) 政治活動、選挙運動、又は宗教活動を目的とする法人であること。

(カ) 暴力団 (東京都暴力団排除条例 (平成 23 年 3 月 18 日東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。) に該当せず、かつ、法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等 (暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。) に該当する者があること。

② 事業者の責務

事業の実施は、事業者の責任で行い、事業の実施に関して発生した損害 (第三者に及ぼした損害を含む。) 等は事業者に帰責する。

③ 連名による提案

事業を推進する主体が複数存在する場合、提案書に体制及び各社の役割分担を記載すること。

なお、連名で提案された事業の協定締結方法は、採択後に都と協議の上、確定する。協定金は代表企業である中小企業の指定口座への支払いとする。

④ 他事業との費用・成果の棲み分け

本事業の他に協定金、補助金等の公費を受領している、又は受領予定の事業者は、資金使途が重複しないよう明確に区別・整理すること。

本事業の終了後、都が他事業の費用や成果物について情報提供を求める場合

は協議の上、協力すること。

⑤ 成果物・情報提供への協力

本協定期間中又は本協定期間終了後、都が求める場合は、事業に関連する成果物（データ等も含む）の使用や情報提供に協力すること。

⑥ 再委託先に関する情報の提出

本協定期間中又は本協定期間終了後、再委託先に関する資料・情報提供を都が求める場合は協力すること。

3 応募の手続き

(1) 事業開始までのスケジュール（予定）

公募期間：令和7年6月5日（木）～同年6月25日（水）正午

質問期間：令和7年6月5日（木）～同年6月10日（火）

質問回答：令和7年6月13日（金）目途

応募意向表明期間：令和7年6月5日（木）～同年6月16日（月）正午

書類審査：令和7年6月25日（水）～同年6月27日（金）

書類審査結果通知：令和7年6月27日（金）

プレゼン審査：令和7年6月30日（月）～同年7月8日（火）（書類審査通過事業者のみ実施）

採択結果通知：令和7年7月上旬

協定締結：令和7年7月上旬～中旬

事業開始：令和7年7月上旬～中旬（協定締結日から開始）

(2) 公募に関する質問方法

質問がある場合には質問票を提出すること。

① 提出書類：質問票

② 提出締切：令和7年6月10日（火）

③ 提出方式：電子メール

メール件名は以下に統一すること。

【令和7年度スマートサービス展開支援事業】質問票提出：事業者名※

※「事業者名」部分は、事業者名を記入すること。

※ 提出書類は、クラウドストレージ等へのアップロードではなく、メールへのデータ添付にて送付すること。データ容量は20MB以下にすること。

④ 回答一覧の公開：

令和7年6月13日（金）を目途に、本事業サイト※上にて回答一覧を公開する。（質問者の組織名や名前等は掲載しない、匿名の状態で開催する）

※ 本事業サイト：<https://www.5gconsortium.metro.tokyo.lg.jp/deployment/>

(3) 応募意向表明に関する提出書類

事務局が応募意向状況を確認するために、本事業へ応募を検討する企業は応募意向表明届を提出すること。

ただし、応募意向表明届の提出後、公募期間中に応募を辞退することも可能とする。

① 提出書類一覧：

提出書類名	書式	対象者
応募意向表明書	テンプレート	全応募者

② 提出締切：

令和7年6月16日（月）正午必着

③ 提出方式：電子メール

メール件名は以下に統一すること。

【令和7年度スマートサービス展開支援事業】応募意向表明書提出：事業者名[※]

※「事業者名」部分は、事業者名を記入すること

※ 提出書類は、クラウドストレージ等へのアップロードではなく、メールへのデータ添付にて送付すること。

(4) 公募に関する提出書類

① 提出書類一覧：

提出書類名	書式	対象者
事業計画申請書	「実施要綱」第1号様式	全応募者
提案概要書（Excel）	テンプレート	
提案概要書（PowerPoint）	テンプレート	
提案書（PowerPoint）	テンプレート	
定量評価指標（KPI）設定書（Excel）	テンプレート	

② 提出締切：

令和7年6月25日（水）正午必着

③ 提出方式：電子メール

メール件名は以下に統一すること。

【令和7年度スマートサービス展開支援事業】提案書類提出：事業者名[※]

※「事業者名」部分は、事業者名を記入すること

※ 提出書類は、クラウドストレージ等へのアップロードではなく、メールへのデータ添付にて送付すること。データ容量は20MB以下にすること。

4 審査方法・結果通知

(1) 審査方法

実施要綱第5条で定めた事業者審査・評価委員会において、プレゼン審査[※]を実施

する。プレゼン審査は書類審査を通過した事業者に対し実施予定である（プレゼン時間は、発表 15 分程度、質疑応答 15 分程度を予定）。

提出書類の不足や要件を満たしていないと判断されたもの等、書類に不備があった場合には審査対象外とする。また、提出期限後の修正や選定方法もしくは結果に関する個別の問合せは認めない。

※ プレゼンは応募時に提出した書類（提案概要書、提案書等）に基づき実施すること。

(2) 審査項目

評価項目	観点	詳細
【適合性】 事業に対する理解度と提案の方向性を評価	事業目的	・西新宿スマートシティの施策など都の方針に沿っているか
	解決する課題	・展開するエリアの関係者ニーズやエリア課題の把握及び課題解決の取組が適切か
【社会性】 社会課題の解決に資する事業かを評価	社会課題解決への貢献	・社会課題の解決に貢献するか
	受益者	・都民の生活の質又は利用者の生産性向上に寄与するか
【実行性】 事業を安定的に実施できる体制かを評価	事業計画	・事業計画（実施スケジュール・実施体制・資金計画）が具体的・現実的に整っているか
	目標設定	・取組内容に対して適切な KPI が設定されているか
【発展性】 将来的に展開していくかを評価	他エリアへの寄与	・将来的に都内全域への展開が見込まれるか
	ロードマップ	・都内の他エリアへ展開する計画が示されているか

(3) 結果通知

結果は、事業者に対し電子メールで個別に通知するとともに、都のホームページ等で公表する。

5 問合せ先及び資料提出先

令和 7 年度スマートサービス展開支援事業事務局

（事務補助委託者：アビームコンサルティング株式会社）

担当：横山、細野、石川

メールアドレス：JPABSMARTSERVICE@abeam.com